

# おりひめバス利用者 アンケートを実施します

6月8日(水)～7月7日(木)

おりひめバスを将来にわたって持続可能な公共交通として維持するとともに、効率的で利便性をより向上させた運行内容とするため、平成27年

アンケート調査を実施します。調査期間 6月8日(水)～7月7日(木) アンケート用紙の配布場所及び回収場所 市役所2階の広域調整室、各公民館、おりひめバス車内、市民活動推進センターゆい、総合福祉センター

被災地を応援しよう(南相馬市編) ち、敵兵に見立てて軍事訓練を行ったのが始まりと伝えられており、一千有余年の歴史を持つ国指定重要無形民俗文化財です。東日本大震災があった年にも規模を縮小して開催されたほど、この地方では重要なお祭りです。7月23日(土)から開催 今年7月23日(土)から25日(月)までの3日間、開催される予定で、24日(日)は南相馬市原町区において、甲冑に身を固めた500余騎の騎馬武者が市内を練り歩くとともに、雲雀ヶ原祭場地において騎馬武者が人馬一体で疾走する甲冑競馬、空に高々と打ち上げた御神旗を奪い合う神旗争奪戦が繰り広げられます。また、25日(月)は南相馬市小高区において、放たれた野馬を小高神社境内に追い込み、白装束姿の御小人たちが神馬を素手で捕らえ神前に奉納する野馬懸が行われます。勇壮にして豪華絢爛な戦国絵巻を是非御覧ください。詳しい情報は、南相馬市ホームページ (http://www.city.minamisoma.lg.jp/) を御覧ください。(文・写真 南相馬市)



一千有余年の歴史「相馬野馬追」

の健康クイズ、感染症予防、子ども発達相談室の紹介 ※ぐんまちゃん、キノピーも登場します。 ◎物販コーナー ・新鮮な採れたて野菜など新里・黒保根町地元特産品や、福祉ショップ3店舗による手作りケーキ・クッキー・野菜の加工品・木工製品の販売など 問い合わせは、健康づくり課成人保健係(☎47-1152)へ。

## こどもフェスタを 同時開催します

パネルシアター、おもちゃづくり、手遊び、各子育て支援センター・各保育園のパネル紹介のほか、午前10時から午後4時まで子育てサロン室を開放します。 問い合わせは、子育て支援センター(☎46-5031)へ。

## 第16回 けんこうまつり 6月19日(日)

健康チェックや各種健康相談のほか、イベントを楽しみながら健康への理解を深めましょう。 期日=6月19日(日) 時間=午前10時～午後2時 場所=保健福祉会館 ◎健康チェックコーナー 体力測定、骨密度測定、体脂肪測定、足指筋力測定、脳年齢測定、血管年齢測定、歯科相談、お口を鍛える遊びの紹介、お子さんの身体計測など ◎食育コーナー 体験型食育コーナー(先着順で100人)、栄養相談、食農食育紙芝居、食育エプロンシアター、学校・保育園給食献立レシピ配布など ◎その他のコーナー お子さんの手型・足型とり、元気おりおり体操体験、脳もいきいき血管さらさら体操体験、脳の機能低下予防に関する講演会、国保・年金クイズ、こころ

## スズメバチの巣の 駆除費を補助します

スズメバチの活動巣の駆除費の一部を補助します。補助の対象となるのは、市の指定業者が駆除した場合に限り、必ず環境課又は新里・黒保根支所まで御連絡ください。 対象者 市内に所有する一般住宅又は併用住宅敷地内にスズメバチが営巣し駆除しようとする個人 負担額 巣1個当たり4590円(市が指定業者と結んだ巣1個当たりの協定締結額である9180円の2分の1の額)を補助します。 ただし、スズメバチの活動巣の営巣場所が天井裏、床下などで構造物を壊さなければ駆除できない場合など、特別な作業にかかる費用などについては個人の負担になります。 申し込み 12月22日(木)までに、電話で環境課(☎内線314)、新里支所市民生活課(☎742384)又は黒保根支所市民生活課(☎962111)へ。

## 残土条例に 御協力を 不法な埋立て防止

土砂などによる不法な埋立てを防止するために「桐生市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例(残土条例)」を施行しています。他の土地から土砂を搬入し、面積が500平方メートル以上

上3000平方メートル未満であるものや搬入容積が1000立方メートル以上の埋立てなどを行うおとすときは、原則、許可が必要です。 事業者は、土砂の埋立てなどで土壌の汚染や災害が発生しないようあらかじめ検討の上、各種対策をしてください。 土地を所有する人は、埋立てなどを行う事業者に土地を提供するときは、土壌の汚染や災害を生じさせるおそれがないことを十分確認し、隣接地の承諾を得るなど、トラブルのないよう御注意ください。 問い合わせは、環境課環境保全係(☎内線320)へ。

## 国民年金保険料 納め忘れは ありませんか

保険料を未納のままにしてしまうと、年金額の減額や年金が受け取れなくなる場合があります。また、障害年金や遺族年金が受けられなくなる場合があります。 保険料の納付には口座振替の「早割」がお得 通常の振替日は翌月末ですが、申し出により、当月末振替の「早割」にすることで1か月当たりの保険料が50円割引になる制度です。 一度手続きをすれば、毎月の保険料が指定の預金口座から定期的に引き落とされるので、納め忘れがなくなります。 また、6か月・1年・2年分をまとめて前納するとさらにお得です。 年金相談窓口 桐生年金事務所では、毎月曜日(月曜日が祝日の場合は火曜日)は、午後7時まで、また、第2土曜日は、午前9時30分から午後4時まで年金相談窓口を開設しておりますので、是非、御利用ください。 問い合わせは、市民課年金係(☎内線273)又は桐生年金事務所(☎442311)へ。

## 高齢重度障害者・心身障害者 福祉医療費受給者証の更新

福祉医療費受給者証の有効期限は、7月31日までです。更新の手続きが必要な人には更新の案内を郵送します。高齢重度障害者は、6月6日(月)から17日(金)までの間に、心身障害者は、6月20日(月)から7月1日(金)までの間に市役所1階の医療保険課又は新里・黒保根支所市民生活課で、加入している医療保険被保険者証と福祉医療費受給者証、印、身体障害者手帳などを持参の上、手続きをしてください。 問い合わせは、医療保険課医療助成係(☎内線272)へ。

## 後期高齢者医療被保険者証 希望者には簡易書留で郵送

後期高齢者医療保険に加入している人には、毎年7月中旬に新しい被保険者証を郵送しています。通常は普通郵便で郵送していますが、平成28年度から希望者に簡易書留での郵送を始めます。簡易書留での郵送を希望する人は、申請期間中に電話にて申請してください。申請は、毎年必要です。 申請期間=6月1日(水)～30日(木) 申請方法など詳しいことは、医療保険課医療助成係(☎内線257)へお問い合わせください。

## 年金受給者が所在不明の 場合には届け出を

年金の受給者が所在不明となって1か月以上経過した場合、世帯員(住民票上の世帯が同一の人)は所在不明である旨の届け出が必要です。 生存の事実確認ができない場合は、年金の支払いが一時止まります。また、所在が明らかになった時は、止まっている年金の解除の手続きが必要です。 問い合わせは、桐生年金事務所(☎44-2311)へ。